

恩 納 村

産後ケア事業

の ご 案 内

- 助産師等が具体的な相談や指導（不安解消、母乳ケア、育児技術の習得）を行い、安心して子育てができるように支援する事業です。

対 象 者

恩納村に住民票のある産後 1 年未満の赤ちゃんとその母親で以下の①～③に全て該当する方

- ご家族等から産後の育児サポートを得ることが難しい
- 母親の心身の不調がある、または育児不安が強い
- 病院等の医療管理入院を必要としない

内 容

- 授乳についての相談
- 乳房ケア
- 体調管理
- 育児についての相談や育児サポート（赤ちゃんのお世話の仕方や様子の見方）等

利用案内

★ 利用 2 回ごとに 1 回、評価を行います。

組み合わせは
自由です



利用する種類	利用の仕方	利用時間	食事	料金	回数
訪問型（3 時間）	助産師がご自宅に訪問します。	9：00～17：00 ※1 回あたり 3 時間	なし	0 円	必要に応じ 最大 7 回 までご利用 できます。
通所型（3 時間）	施設に行って 支援を受けます。	10：00～16：00	なし		
通所型（6 時間）		10：00～16：00	あり		

利用にあたっての注意

- 訪問型はヘルパーではない為、買い物・掃除等の家事は行いません。
- 感染症にかかっている場合や治療が必要な場合は、対象外となります。
- 追加サービスを受けた場合、別途自己負担となります。
- 評価にて、利用回数は決定いたします。

利用の相談・申請先

恩納村役場 健康保健課 健康づくり係 TEL：098-966-1217
（土・日・祝祭日を除く 8：30～17：00）

ご利用の流れ

① 連絡・相談

「産後ケア事業を利用したい」旨を恩納村役場 健康保険課 健康づくり係にご相談下さい。

② 面談

担当保健師が産婦さんと面談し、困りごとや不安などについてお話をうかがいます。

その時に、利用希望日なども相談します。

※状況によっては、産後ケア事業以外のサポートが適当となる場合があります。

▼ 相談の結果、産後ケア事業の利用が適切と思われた場合

利用希望日の
7日前までに！

③ 利用の申請

恩納村役場 健康保険課 健康づくり係へお越しいただき、申請書類を記入してください。

【申請に必要なもの】 ①恩納村産後ケア事業利用申請書兼同意書 ②印鑑

④ 利用の決定

恩納村より「恩納村産後ケア事業利用決定通知書（利用券）」が届きます。内容を確認して下さい。

⑤ 予約の申込

ご希望の施設へ直接連絡し、利用の予約や持ち物など詳しい調整をしてください。

⑥ 産後ケア当日

利用施設に「利用結果通知書」を渡し、利用してください。

※利用をキャンセルされる場合は、2 日前の午後 5 時までに、施設へ直接ご連絡をお願いします。

※直前の変更やキャンセルを行った場合はキャンセル料が発生します。

利用できる施設

施設名	訪問型	通所型	電話番号	住所
沖縄県助産会 母子未来センター	●	●	098-938-1103	沖縄市中央 4-15-12
ゆいクリニック	●	●	098-989-3801	沖縄市登川 2444-3
みねた助産院	●		080-3469-5476	
マヤテラス助産院	●		090-8768-5473	
とっくりきわた助産院	●	● (真栄田 2655)	090-8292-6519	※通所型は場所 1 室借用 にて月 1 回開催。
あかり助産院	●	●	090-8293-2996	うるま市石川曙 3-9-7
七海助産院	●		090-6764-9473	